

今月の募集は2件
あります！

パブリックコメントを実施します！

～みなさんのご意見をお聞かせください～

パブリック・コメント制度とは、市民生活に広く影響する市の基本的な施策を決める時に、その施策の趣旨、目的、内容などの必要な事項を広く市民の皆さんに公表し、皆さんから提出された様々なご意見、情報などを施策に反映し、その結果と市の考え方を公表する制度です。

平成19年度市政運営方針・重点施策(案)について

趣 旨

市民・事業者・行政が協働し、限られた財源と人的資源を有効活用し、市民満足度の高い行財政経営に取り組んでいくため、本市では毎年重点施策を策定し、市政運営にあたっておりますが、このたび「平成19年度市政運営方針・重点施策(案)」を策定しました。

これに伴い、パブリックコメント制度に基づき公表し、市民の皆さんから施策の推進項目(具体的事業など)について意見を募集します。

重点施策項目及び方針

第5次長期総合計画の基本計画の分野別計画に基づき、重点的に推進する事業として53事業を位置づけ推進に努めていくこととします。主な事業は次のとおりです。

分野Ⅰ 「教育首都つる」を目指したまちづくり

市民と学生が集い、学問や文化・芸術・体育が融合した学園のまちとして、まちづくり全般にわたり、都留文科大学の知的資源を活用したまちづくりを進めます。

- (仮称)都留ラーニング・コア・センター建設計画
- 谷村第一小学校校舎・都留第二中学校体育館耐震補強工事
- 勝山城跡の整備 他8事業

分野Ⅱ 個性あふれる地域産業を育むまちづくり

地域資源を活用した交流産業の育成、市民生活を支える地域の商店街や産業の活性化、雇用の確保、定住人口の増加につながるまちづくりを進めます。

- 戸沢の森 和みの里バーベキュー場などの整備
- 市内定住希望者への住宅の貸付(市有財産)、賃貸料助成
- 都留インターチェンジフルインター化に伴う市道2路線の工事 他9事業

分野Ⅲ 人と自然が共生する環境のまちづくり

市民、事業者、行政が連携し、自然環境や生活環境と地域の発展とが調和した、快適で魅力あふれるまちづくりを推進します。

- ウォーキングトレイル事業の整備(谷村地区の歩行空間の整備)
- 小水力をテーマとする「アクアバレーつる」構想の推進
- グリーンパートナー制度の導入(事業者への環境保全の普及)
- ごみ減量・リサイクルの推進

分野Ⅳ あらゆる主体が参画し、協働するまちづくり

自助・共助・公助の理念に基づき、市民主体のまちづくりの取り組みを明確にし、計画づくりや施策、事業などへの市民の参画と協働を一層推進します。

- 地域協働のまちづくりの支援
- 事業者への男女共同参画の取り組みの促進
- 自治基本条例案の作成 他3事業

分野Ⅴ 健康ではつらつと暮らせるまちづくり

すべての市民が、健康ではつらつと暮らせるように、人間開発指数を高めるため、健康づくり、生きがいづくりなどを進めます。

- 生活習慣病総合検診の実施

○認知症高齢者早期発見・早期対応

○食育の推進 他2事業

分野Ⅵ 人権を尊重し、互いに支え合う福祉のまちづくり

子どもから高齢者まで、全ての市民の人権が尊重され、社会全体で互いに支え合い、助け合いながら共に暮らすことができる福祉のまちづくりを進めます。

○学童保育の拡大

○妊産婦が安心して外出できる環境の整備(マタニティマークの普及・啓発)

○ブックスタート(乳幼児への絵本の配布) 他2事業

分野Ⅶ 安心・安全に暮らせるまちづくり

犯罪や交通事故を未然に防止するとともに、災害に強いまちを目指し、地域の防災・防犯機能の強化を図り、全ての市民が安全で安心して暮らし続けることができるまちづくりを進めます。

○消防広域化を見据えた中での消防庁舎の整備

○まち全体の耐震化の推進(住宅改修補助)

○市営団地への手すり設置 他2事業

分野Ⅷ 行財政改革の推進

簡素で効率的、効果的な行財政経営を推進するため、事務事業の見直しを行い、職員定数の削減、民間委託の拡大など、市民の目線で行財政改革を進めます。

○公会計制度導入の検討

○事務事業の行政評価の推進

○指定管理者制度の推進 他2事業

公表及び意見の募集期間 10月2日(月)～20日(金)

問合せ先 政策形成課 政策担当

都留市国民保護計画(案)について

趣 旨

国民保護法、国民の保護に関する基本指針及び山梨県国民保護計画を踏まえ、平成18年度中に市の国民保護計画を策定することとされています。

このたび市では、武力攻撃事態などにおいて、市民の皆さんの生命、身体及び財産を保護し、国民生活を守るために市が実施する措置を定めることを目的とした「都留市国民保護計画(案)」を作成しました。

この「都留市国民保護計画(案)」について、市民の皆さんから幅広くご意見を募集します。

市民の皆さんから寄せられましたご意見につきましては、計画の策定に当たり参考として活用させていただくとともに、ご意見の概要につきましても後日公表させていただく予定です。

公表及び意見の募集期間 10月2日(月)～27日(金)

問合せ先 総務課 行政防災担当



★共通事項★

○意見の提出方法

次のいずれかの方法により政策形成課(政策担当)、総務課(行政防災担当)までにご意見をお寄せください。

1 直接提出

2 郵送にて提出

〒402 - 8501(住所不要)都留市役所政策形成課(平成19年度市政運営方針・重点施策(案))
都留市役所総務課(都留市国民保護計画(案))

3 F A X (45)5005(送付書を添付してください。)

4 電子メール seisaku@city.tsuru.lg.jp(平成19年度市政運営方針・重点施策(案))

gyousei@city.tsuru.lg.jp(都留市国民保護計画(案))

※様式は自由ですが、住所・氏名及び連絡先を必ず記入してください。記入がない場合は受け付けられません。

○公表の方法

「平成19年度市政運営方針・重点施策(案)」及び「都留市国民保護計画(案)」については、市のホームページ、情報公開総合窓口(総務課 行政防災担当)、政策形成課(政策担当)、地域コミュニティセンター(土・日・祝日閉庁)で縦覧できますのでご覧ください。